

危機認識の感性

前総務副大臣

小坂 憲次

私の郷里の長野県は地震、火山災害、地すべり災害、山林火災、河川水害、融雪や豪雨被害など自然災害のショーケースの様な地域であり、災害対策は私自身の関心事であり政治家としての公約でもある。そして阪神淡路大震災の反省をもとに災害対策基本法の改正を本会議で議論したことが、私が「国民の生命と財産を守る」という政治の基本的な課題に深く係るきっかけとなったのである。危機に際しそれを「危機と認識できる感性」の問題は、今日、我が国のもっとも大きな政策課題の一つであると言える。

ニューヨークの同時多発テロに端を発した事態は世界中で思いもかけない展開を見せている。社会、経済、政治、思想などの各分野に計り知れない影響を及ぼし、テロ事件の起こった2001年9月11日の前と後とは、「時代が変わった」とさえ言われている。

防災・危機管理の分野においても、にわかにはNBC(Nuclear, Biological, Chemical)テロ対応が政府及び地方公共団体にとって喫緊の政策課題として上がってきている。

政府においてはNBC事案の対応マニュアルを整備するとともに、地方公共団体、病院、郵便、更には一般国民向けの対応参考資料の調整に取り組み、また、消防、警察、自衛隊などでは政府の補正予算でNBC対応関連資

機材の整備に乗り出した。

地方公共団体も、テロ事案に関わる自治体としての対応のあり方について議論をはじめ、9月のテロ事件発災後一定期間のうちに、すべての都道府県、政令市において、テロ対策本部等の設置が行われているところである。当初、テロ災害に関して、災害対策基本法の適用の可否について疑義を挟む地方団体もあったが、原因がテロ行為であるかどうかにかかわらず、被害の形態とそれに対する対応については一般の災害と大きく異なるところはなく、しかも、地域住民が実際に被災している中で、地域住民の安全を確保すべき地方公共団体が、「自分の仕事ではない」といって、責任放棄できるわけではない。

しかしどちらかというと、NBC災害については、国、地方を問わず対応が遅れていたということは否定できない事実である。数年前のオウム真理教による松本サリン事件、地下鉄サリン事件等により、我が国の安全神話は実は覆されているのである。オウム真理教は、一般市民に対し、サリン、VXガスを行使し、多数の死傷者を出したにもかかわらず残念ながら、我が国においては、その時点で直ちに政府全体としての具体的取り組みを開始したとは言い難い状況であった。

他方、海外においては、日本でのオウム真理教の化学テロに対する反応は異なった。オウム真理教のような非専門家集団が容易にあのようなテロ行為を行えるということに強い衝撃を受けたのである。本格的なテロ集団が化学兵器を用いこうした行為を行う場合には、より大きな被害が生じると危惧したのである。爾来、欧米の危機管理関係機関は、NBC 関係テロ事案に対する対応を開始した。

NBC テロ関係に限らず、阪神・淡路大震災の際も、防災関係者等の待ちの姿勢が批判された。その際の反省からしても、大災害時の対応行動の決定には、プロアクティブと呼ぶべき原則（疑わしいときは行動せよ、最悪事態を想定して行動せよ、空振りには許されるが見逃しは許されない）に従って成されるべきであり、トップたる者は普段からこれを頭にたたき込んでおく必要がある。

以上の事例から見ても、我が国においては、危機を感知するタイミングが必ずしも的確ではなかったと言える。

危機管理の要諦は、危機管理の対象となる事象が発生した時にそれを「危機」として認識できるかという、いわば「Sense of Urgency: 危機認識の感性」であり、この認識能力と感性は多くの経験を積んでいかなければ磨かれるものではない。そのためには専門的な専従スタッフの配置と関係機関の間の連携が重要である。また、認識した「危機」に対して、いかに多くの情報を収集・分析し、持ちうる組織を有機的に連携して迅速に対処するか、ということも被害を最小化する鍵を握っている。そして、国及び地方の異なる機関の現地における連携体

製の構築も重要である。

一言で言えば以上のとおりであるが、このことは「言うは易く行うは難し」である。

私が主査を命じられた副大臣「危機管理プロジェクトチーム」では、こうした観点から、「新官邸を契機とした防災・危機管理について」というテーマで、平成ユ3年8月から精力的に議論を行い、同年ユ2月6日に中間提言を発表した（中間提言は消防庁のホームページに掲載）。

<http://www.fdma.go.jp/html/new/131206hukudai.pdf> 参照）。

その内容としては、情報の集約体制の強化、情報の共有化の推進、省庁横断的な危機管理体制の強化、専門的な人材の育成・確保、危機管理方策の不断の点検などについての理念と具体的対応策である。例えば、「専門知識を蓄積している関係機関からの情報提供を直ちに受けることができる体制を平時から構築」、「危機管理部門においてノウハウを蓄積できる人事ローテーションの工夫」、「研修制度の充実などを図ることにより危機管理に関する人材の厚みを」、「マニュアルは各組織のトップから担当職員までその内容を熟知するように徹底」、「図上訓練など危機に関する判断力を醸成する実践的な訓練」などが提言されている。

国及び地方における防災・危機管理体制を一層強固なものとしていく上で現時点において必要と考えられる事項について取りまとめたものであるが、こうした議論が我が国、そして地方自治体の関係者に自らの問題として受け入れられていくことが望まれる。

「Sense of Urgency」の欠如した組織に対

する世の中の評価が如何に厳しいものであるかは、BSE(狂牛病)事案対応、雪印事件などを見れば明らかである。従ってこの感性は、防災のみならずあらゆる組織の危機管理に求められるいわばプロトコールのようなものと言える。初動のちょっとした甘い判断ミスが、その組織の存亡に関わった現

実を我々は何度も目撃した。そして、こと防災に関しては、この体制の構築が出来るかどうかは、人の命に関わる問題であり、それを所掌する者はより重い責任意識を持つことが求められる。この問題に関し、組織体制、人材、資金などの面でこれまで以上の取り組みを政府全体として行っていく時期が来ていることは明らかである。